

境界確定申請及び確定図面の作成方法

境界確定の申請をしようとする者は、境界確定申請書に次の1～8の書類を添えて檀原市長に提出すること。

1. 印鑑証明書 1部

2. 実測平面図 1部

縮尺は1/200（市道の確定以外は1/500）以上とし、当該申請地並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次の事項を記入すること。

ア 申請地・隣接地の地名及び地番

イ 測量の年月日及び測量者の資格、職、氏名、印

3. 断面図 1部

縮尺は1/50（市道の確定以外は1/100）以上とし、起終点及び地形に応じて必要箇所について作成すること。

4. 登記事項証明書

申請地及び隣接地 各1部

里道・水路は対側地の登記事項証明書を添付すること。

5. 位置図 1部

目的地がわかる順路見取図（住宅地図の写し等）

6. 法務局備え付けの地籍図（公図）各1部

当該申請地及び隣接土地全部を転写した地籍図に、当該申請箇所を黄色で表示するとともに次の事項を記入すること。

ア 地番及び当該地籍図を保管する法務局名

イ 転写年月日及び転写者の資格、職、氏名、印

2枚に亘る場合は合成公図を添付すること

7. 法務局備え付けの地籍測量図 1部

当該申請地及び隣接地の地籍測量図があれば、その写しに転写者の資格、職、氏名、押印の上、添付すること。

8. 隣接地調書

申請地に隣接する土地全部を記入すること。

9. 立会の方法

立会当日は、申請者（所有者）、隣接者及び地元代表者（総代、区長等）とともに立会を行う。但し、法定外公共物等は、対側地所有者とも立会を行う。

10. 境界確定図の作成

ア 立会後に境界確定書及び確定図面（平面図、断面図）2通を作成し、境界確定図面に関係者全員の押印又、境界確定書と境界確定図面には、割印をすること。

イ 境界確定線は「朱線」で表示し、確定延長（端数の処理は、小数点第三位まで算出し、小数点第三位を切り捨て第二位まで求めること。）を朱記すること。

注意 本市では、確定図面に「座標リスト」の添付が必要です。